

賃貸借仕様書

I 概要

1.目的

本仕様書は、国立循環器病研究センター（以下、「甲」という）と株式会社カーケ（以下「乙」という）が、当センターの賃貸借契約（以下、本件業務といふ）の実施に関して、業務の確実な実施を確保する為、業務の詳細について定め、円滑な業務運営をはかることを目的とする。

2.契約内容

2-1.契約期間

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 31 日

2-2.履行場所

国立研究開発法人国立循環器病研究センター

2-3.支払方法

本件機器等の賃貸借料及び保守料（以下「賃貸借料等」といふ）は別紙「本件機器等の賃貸借料等」のとおりとする。

2-4.予定数量

別紙「本件機器等及び本業務の範囲」参照

II 賃貸借業務

1.対象機器

別紙「本件機器及び本業務の範囲」参照

2.保守・点検、修理

別紙「本件機器及び本業務の範囲」参照

【別紙】

1. 本業務名

B·R·A·H·M·S KRYPTOR コンパクトプラス シルバー保守契約プラン

2. 本業務内容

- ① 機器問合せ窓口への「装置に関する問い合わせ」および「修理依頼」
- ② 保守対象機器の年2回の定期点検及び修理
- ③ データ処理ソフトウェアKRYPTOR compact software用コンピューターにおける処理までの故障修理
- ④ 装置ソフトウェア(ISW)および装置に付随するデータ処理ソフトウェアのバージョンアップ
- ⑤ 機器・試薬の適正使用のために体外診断用医薬品プロモーションガイドライン トレーニングの提供に関する基準に基づき必要と判断された場合のユーザートレーニング

3. 本件機器等及び本業務の範囲

(1) 本件機器等

(a) 本件貸出対象機器

本件貸出対象機器	個数
B·R·A·H·M·S KRYPTOR コンパクトプラス (シリアル番号 XXXXX)	1 式
データ処理ソフトウェア(KRYPTOR compact software)	1 式
データ処理ソフトウェア(KRYPTOR compact software)用コンピューター(付属品を含む)	1 式

(b) 本件保守対象機器

本件保守対象機器	個数
B·R·A·H·M·S KRYPTOR コンパクトプラス (シリアル番号 XXXXX)	1 式
データ処理ソフトウェア(KRYPTOR compact software)	1 式
データ処理ソフトウェア(KRYPTOR compact software)用コンピューター(付属品を含む)	1 式

(2) 本業務の範囲

- ① 定期点検及び修理(部品費用、技術料、出張料、部品輸送費を含む)
- ② データ処理ソフトウェアKRYPTOR compact softwareコンピューターにおける結果報告までの故障修理

- ③ 本体機器ソフトウェアおよびKRYPTOR compact softwareソフトウェアのバージョンアップ
- ④ 「障害の除去」、「機能の維持」の為、メーカーが必要と判断したWindows OSのアップデート

(3) 本業務の範囲外(別途有償対応)

- ① 検体ラック、各種タンクなど機器付属品・消耗品の交換
- ② 修理対応不可と判断された機器
- ③ 甲の故意又は不適切な使用、取扱い、管理に起因する対象装置の故障又は損傷
- ④ ハードウェアの更新
- ⑤ 天災、火災、地震、停電その他不測の事故による故障又は損傷
- ⑥ 本件機器以外の機器に起因する故障又は損傷
- ⑦ メーカーが認定する技術員以外による修理、分解、加工等に起因する故障又は損傷
- ⑧ メーカーの指定に反する本件機器等の設置環境条件により生じた故障又は損傷
- ⑨ 本件機器等の改造及び製品への付加
- ⑩ メーカーの指定品以外の消耗品及び交換部品の使用により生じた故障の修理
- ⑪ 本来の目的外の使用により発生した故障の修理
- ⑫ メーカー又はメーカーの指定する者が携わらない移設により、生じた故障の修理
- ⑬ メーカー又はメーカーの指定した以外の者が作成したプログラムに起因する修理

4. 契約期間

20XX年X月X日から20XX年X月XX日までとする。ただし、甲又は乙から、期間の満了する3ヶ月前までに契約の変更又は解約の申し出が書面で通知が無い場合には、本契約は更に1年間有効とし、以降も同様とする。自動更新による延長の場合においても、契約期間は最長で20XX年X月X日までを限度とする。

5. 本件機器等の賃貸借料等

(1) 月額賃貸借料等 XXXXX円(消費税別)

[内訳]	
機器使用料	XXXXX円(消費税別)
点検・保守、修理費用	XXXXX円(消費税別)

- (2) 定期点検及び修理に必要な交換部品、技術料、出張料、輸送費、公共交通機関の費用は、すべて上記(1)に含まれているものとする。
- (3) 設置経過年数が満5年を経過した場合、翌請求月より上記(1)のXXX%に相当する金額へ変更する。
(但し、その金額の100円未満は切り捨てとする)

6. 実施体制及び対応時間

- (1) 電話による装置に関する問い合わせ窓口
 - ① 受付時間:月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで(土日祝祭日、年末年始を除く)
- (2) 電話による修理依頼窓口
 - ① 受付時間:月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで(土日祝祭日、年末年始を除く)
- (3) 点検、修理、アップグレード等のオンサイト作業
 - ① 原則として月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分までの間で、受付時に調整(土日祝祭日、年末年始を除く)

7. 特記事項

なし